

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年3月17日（金） 8：16～8：29

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 6 件
- 国会提出案件 8 件
- 政令 21 件
- 人事 5 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、磯崎副長官から御説明申し上げます。

○磯崎内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、「第2次再犯防止推進計画」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、法務大臣から御発言があります。

次に、予備費の使用について、御決定をお願いいたします。本件は、令和4年12月以降の大雪に伴う道路の除雪事業に必要な経費として、一般会計予備費から約312億円を使用するものであります。

次に、エネルギー関係2件について、御決定をお願いします。「エネルギー使用合理化及び非化石エネルギー転換等基本方針」は、省エネ法の一部改正法の施行に伴い、非化石エネルギーへの転換のために事業者が講ずべき措置等の基本方針を定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係整備政令」は、水素に加え、アンモニアを非化石エネルギー源として位置づける等、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保」について、御決定をお願いいたします。本件は、積雪寒冷特別地域道路交通確保特別措置法の規定により指定された道路を対象として実施する除雪事業等の5か年計画について、定めるものであります。

次に、「外為法に基づく北朝鮮の核関連計画等に関与する者に対する資産凍結等の措置」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、「行政執行法人の常勤職員数に関する報告」について、御決定をお願いいたします。本件は、独立行政法人通則法に基づき、毎年国会に報告するものであります。

次に、「令和4年度予備費使用総調書等を国会に提出すること」について、御決定をお願いいたします。本件は、財政法に基づき、予備費の使用調書等の事後承諾を求めるものであります。

次に、質問主意書に対する答弁書4件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「経済安全保障推進法の一部の施行期日令」は、同法の一部の施行期日を本年4月1日とするものであります。

次に、「職員の退職管理に関する政令の一部改正令」は、再就職者の働きかけ規制の対象について、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター」の組織改編に伴う規定の整備を行うものであります。

次に、「東日本大震災についての激甚災害及び適用すべき措置の指定令」及び「同震災特財法の経済産業省関係規定の施行に関する政令」の一部を改正する2政令は、中小企業者等に係る災害関係保証等の特例の適用期間を令和6年3月31日まで

延長するものであり、「令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第102条第1項の政令で定める年度等を定める政令の一部改正令」は、同項の規定による地方債の発行可能年度を令和5年度まで延長するものであります。

次に、「最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部改正令」は、久喜区検察庁等の位置を改正するものであります。

次に、「労働安全衛生法施行令及び同法関係手数料令の一部改正令」は、厚生労働大臣が定める規格等を具備すべき機械等として「防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具」を追加指定する等の措置を講ずるものであります。

次に、「児童福祉法施行令等の一部改正令」は、障害者総合支援法等の一部改正法の一部の施行に伴い、児童相談所設置市が処理する事務に関する規定の整備等を行うものであります。

次に、「国民年金法施行令等の一部改正令」は、所得税における扶養控除の見直しに伴い、障害基礎年金の支給が停止される所得額の計算方法等について見直しを行うものであります。

次に、「水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム等指定令の一部改正令」は、山口県の木屋川ダムを国の財産上及び金融上の援助等を受けることができる指定ダムとして新たに指定するものであります。

次に、「特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約特措法施行令の一部改正令」は、イラン産原油を輸送するタンカーに係る損害保険の保険金額の下限額等を改めるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、岸田内閣総理大臣が、日印首脳会談等のため、19日から22日まで、林外務大臣が、ソロモン国政府要人との会談等のため、明日から22日まで、それぞれ海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、水産庁増殖推進部長廣野淳外1名に、日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命免すること等について、御決定をお願いいたします。

次に、日本銀行理事内田眞一及び株式会社ニッセイ基礎研究所総合政策研究部エグゼクティブ・フェロー氷見野良三を日本銀行副総裁に任命することについて、御決定をお願いいたします。

次に、裁判官人事といたしまして、判事に任命するもの外2件について、御決定をお願いいたします。

次に、廣本敏郎外249名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「円借款の供与に関する書簡」をインドとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、「ムンバイーアーメダバード間高速鉄道建設計画」に3,000億円を限度とする円借款を供与することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、準備のための案件について、申し上げます。令和5年度予算の関連政令9件について、あらかじめ御決定をお願いいたします。本件は、当該予算の成立を条件に決定するもので、それまでの間、不公表扱いとなりますので、御了承をお願いいたします。まず、「沖縄振興開発金融公庫法施行令」及び「独立行政法人福祉医療機構法施行令」の一部を改正する2政令は、労働者協同組合法の施行に伴い、同公庫及び同機構が行う貸付業務の対象に同組合を追加するものであります。

次に、「相続土地国庫帰属法施行令の一部改正令」は、相続等により取得した土地を国庫に帰属させるための承認申請に係る手数料の額を定めるものであります。

次に、「地震保険に関する法律施行令の一部改正令」は、政府が締結する地震再保険契約において支払うべき保険金を定める際の基準額を改めるものであります。

次に、「義務教育標準法施行令等の一部改正令の一部改正令」及び「同法の一部改正法の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部改正令」は、令和5年度における教職員定数及び学級編成の標準を定めるものであります。

次に、「公立学校の学校医等の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正令」は、同公務災害補償における介護補償額等の引上げを行うものであります。

次に、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正令」及び「令和5年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令」は、同交付金等の額の算定基準を定めるものであります。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、法務大臣。

○齋藤国務大臣：本日、閣僚各位の御協力を得て、「第2次再犯防止推進計画」を決定しました。再犯防止は、安全・安心な社会を実現するための重要な取組です。本計画の実現のためには、関係行政機関における施策の着実な実施と相互の緊密な連携が不可欠でありますので、関係閣僚におかれましては、より一層の御理解と御協力をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○林国務大臣：現下の北朝鮮をめぐる情勢を踏まえ、我が国独自の対北朝鮮措置として、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関与する者」として我が国が追加的に指定する個人に対する資産凍結等の措置を講じることについて、御了解願います。度重なる北朝鮮の挑発行動を受け、国際社会による北朝鮮に対する圧力を引き上げていく必要があります。拉致、核、ミサイルといった諸懸案に関し、北朝鮮が問題解決に向けた具体的行動をとるよう引き続き強く求めていきます。

○松野国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○岸田内閣総理大臣：林大臣は、海外出張いたしますが、その出張不在中、松野内閣官房長官を外務大臣の臨時代理に指定します。なお、私も、19日から22日まで、海外出張いたしますが、その出張不在中の臨時代理は、既に指定されているとおり、松野内閣官房長官となりますので御了知願います。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

なお、海外出張されたデジタル大臣の帰朝報告は、お手元の資料のとおりです。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

資料あり

- 1. 参議院議員ガーシー（無所属）提出チューナーレス液晶テレビのNHK放送受信契約締結義務に関する質問に対する答弁書について（決定）（総務省）
- 1. 衆議院議員松原仁（立憲）提出北朝鮮による人道に対する罪に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
- 1. 衆議院議員長妻昭（立憲）提出消えた死者年金に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
- 1. 参議院議員ガーシー（無所属）提出自衛隊宿舎のNHK受信契約に関する質問に対する答弁書について（決定）（防衛省）

◎政 令

資料あり

- 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（内閣官房）
- 〃 ○ 職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務・経済産業省）
- 〃 ○ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令の一部を改正する政令（決定）（経済産業・財務省）
- 〃 ○ 令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害についての災害対策基本法第102条第1項の政令で定める年度等を定める政令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・総務・財務省）

資料あり

- 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令の一部を改正する政令（決定）（法務省）
- 〃 ○労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○児童福祉法施行令等の一部を改正する政令（決定）（厚生労働省）
- 〃 ○国民年金法施行令等の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（決定）（経済産業・財務・国土交通省）
- 〃 ○水源地域対策特別措置法第2条第2項のダム、同条第3項の湖沼水位調節施設及び同法第9条第1項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（決定）（国土交通省）
- 〃 ○特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（決定）（国土交通・財務省）

◎人 事

資料あり
資料あり

- ☆内閣総理大臣岸田文雄外1名の海外出張について（了解）
- 水産庁増殖推進部長廣野 淳外1名に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会日本政府代表を命免し、水産庁資源管理部長藤田仁司外1名に漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づく日ソ漁業合同委員会第39回会議日本政府代表代理を命ずることについて（決定）

- 資料あり ○内田眞一外1名を日本銀行副総裁に任命することについて（決定）
- 資料なし ☆西川知一郎外49名を判事等に任命することについて（決定）
- 資料あり ☆一橋大学名誉教授廣本敏郎外249名の叙位又は叙勲等について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和5年
3月17日〕（金）

◎一般案件

資料
なし

○円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換について（決定）（外務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕

◎政 令

資料あり

- 沖縄振興開発金融公庫法施行令の一部を改正する政令（決定）（内閣府本府・財務省）
- 〃 ○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○ 地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）（財務省）
- 〃 ○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学・財務省）
- 〃 ○ 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う学級編制の標準に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（決定）（文部科学省）
- 〃 ○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（決定）（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 令和5年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令（決定）（同上）

〔○署名あり ☆署名なし〕